

- (ウ) 建設現場などにおいて、長期（おおむね3か月以上）にわたって使用される堆積場は原則として対象とする。
- (エ) 鉱物又は土石以外の物の用途に供される置場、倉庫等に、臨時に鉱物又は土石が堆積される場合は対象としない。

ウ 破碎機等

- (ア) ふるいとは、振動ふるい、トロンメル等をいう。
- (イ) 密閉構造とは、発生した一般粉じんが施設外の大気中に排出しない構造をいう。例えば、バッチ式の完全密閉、ウォーター・タイト構造、あるいは装入口、排出口に続く施設の担当部分がカバーされているものが該当する。
- (ウ) ベルトコンベアの場合は、ホッパー、破碎機等の施設で区切られ、定置された一のコンベア単基の集合を全体として一施設とする。

(6) 特定粉じんの規制基準（大気汚染防止法施行規則第16条の2）

位置	敷地境界基準
工場又は事業場の敷地の境界線における大気中	10本/L

(7) 特定粉じん排出等作業に関わる基準

特定粉じん排出等作業にかかる規制基準（以下「作業基準」という。）は以下のとおり。（大気汚染防止法施行規則第16条の4）

ア 特定粉じん排出等作業の計画の作成

作業開始前に以下の事項を記載した特定粉じん排出等作業の計画を作成し、計画に基づいて作業を実施すること。

- ・ 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ・ 特定工事の場所
 - ・ 特定粉じん排出等作業の種類
 - ・ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
 - ・ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
 - ・ 特定粉じん排出等作業の方法
 - ・ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
 - ・ 特定粉じん排出等作業の工程を明した特定工事の工程の概要
 - ・ 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所
 - ・ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所
- なお、作業計画は届出対象特定工事だけでなく、全ての特定工事で作成する必要がある。

イ 掲示

近隣住民からも見やすい場所に、以下の事項を表示したA3用紙以上の大きさの掲示板を設けること。

- ・ 特定工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 当該特定工事が届出対象特定工事に該当する場合は、特定粉じん排出等作業実施届出の届出年月日及び提出先
- ・ 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ・ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- ・ 特定粉じん排出等作業の方法

なお、解体等工事が特定工事に該当するかに関わらず、事前調査結果についての掲示は必要であり、特定粉じん排出等作業と併せて掲示を行う。

ウ 作業の記録

特定工事の元請業者、自主施工者又は下請負人は、特定工事の施工の分担関係に応じて、当該特定工事における特定粉じん排出等作業の実施状況を記録し、特定工事が終了するまでの間保存すること。

当該記録は、作業基準に定める以下のことを確認した年月日、確認の方法、確認の結果（結果に基づいて補修等の措置を講じた場合はその内容を含む）、確認した者の氏名についても記録すること。

- ・ 隔離養生を行った場合、当該除去作業の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを確認すること
- ・ 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前及び中断時に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認すること
- ・ 初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、及び特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後に集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、集じん・排気装置に付けたフィルタを交換した場合その他必要がある場合に随時、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認すること
- ・ 隔離養生を解くにあたっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行った上で、特定粉じんが大気中に排出され、又は飛散するおそれがないことを確認すること

エ 作業が適切に行われていることの確認

特定工事の元請業者は、各下請負人が作成した記録により、作業が計画に基づき適切に行われていることを確認すること。

オ 除去又は囲い込み等の完了の確認

特定工事の元請業者又は自主施工者は、作業の完了後に（隔離した場合は隔離養生を解く前に）、除去等が完了したことの確認を適切に行うために必要な知識を有する者に、目視での確認を行わせること。

なお、解体等工事の自主施工者である個人（解体等工事を業として行う者を除く。）は、床、壁、天井への家具の固定のための穴開け等の特定建築材料の一部を加工する作業のみを伴うような工事については、自ら確認を行うことができる。

「確認を適切に行うために必要な知識を有する者」

- ・ 建築物石綿含有建材調査者

- ・ 工作物石綿事前調査者
- ・ 令和5年9月30日までに（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録された者
- ・ 石綿作業主任者

カ 特定粉じん排出等の種類ごとに定める作業基準については次表のとおり。

（大気汚染防止法施行規則別表第7）

番号	作業の内容	作業基準
1	<p>特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）を解体する作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業（2または5に掲げる作業を除く。）</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離すること。隔離に当たっては、作業場の出入口に前室を設置すること。</p> <p>ロ 作業場及び前室を負圧に保ち、作業場及び前室の排気に日本産業規格 Z 8122 に定める HEPA フィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。</p> <p>ハ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ニ 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前及び中断時に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ホ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ヘ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、及び特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後に集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、集じん・排気装置に付けたフィルタを交換した場合その他必要がある場合に随時、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ト 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃そ</p>

		<p>の他の特定粉じんを処理を行った上で、特定粉じんが大気中へ排出され、又は飛散するおそれがないことを確認すること。</p>
2	<p>特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業であつて、特定建築材料をかき落とし、切断又は破碎以外の方法で除去するもの(5に掲げるものを除く。)</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>ロ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>
3	<p>特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち、石綿を含有する仕上塗材を除去する作業(5に掲げるものを除く。)</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 (ロの規定により特定建築材料を除去する場合を除く。)</p> <p>ロ 電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去するときは、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>(2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>
4	<p>特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち、石綿を含有する成形板その他の建築材料(吹付け石綿、石綿含有断熱材等及び石綿を含有する仕上塗材を除く。この項の下欄において「石綿含有成形板等」という。)を除去する作業(1から3及び5に掲げるものを除</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料を切断、破碎等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。</p> <p>ロ イの方法により特定建築材料(ハに規定するものを除く。)を除去することが技術上著しく困難なとき又は特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業の性質上適しないときは、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p>

	く。)	<p>ハ 石綿含有成形板等のうち、特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となるものとして環境大臣が定めるものにあつては、イの方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>(2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ニ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たつて、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>
5	<p>特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業</p>	<p>作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p>
6	<p>特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されている特定建築材料の除去若しくは囲い込み等を行うか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料をかき落とし、切断又は破碎により除去する場合は1のイからトまでに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は2のイからハまでに掲げる事項を遵守すること。</p> <p>ロ 特定建築材料の囲い込み等を行うに当たつては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。</p> <p>ハ 吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿含有断熱材等の囲い込み等(これらの建築材料の切断、破碎等を伴うものに限る。)を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、1のイからトまでの規定を準用する。この場合において、</p>

		「除去する」とあるのは「囲い込み等を行う」と、「除去」とあるのは「囲い込み等」と読み替えることとする。
--	--	---

① 吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業

(解説)

吹付け石綿を除去しないまま建築物の解体を行った場合には、周辺環境へ石綿が飛散することとなるため、建築物を解体する前に、隔離、湿潤化等の適切な飛散防止対策を講じつつ除去することにより、解体工事に伴う石綿の飛散防止を図ることとしたものである。

集じん・排気装置が正常に稼働することの確認について、以下の場合に随時、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより行う。

- ・ 隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前後
- ・ 除去の開始後に集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合
- ・ 集じん・排気装置に付けたフィルタを交換した場合

(フィルタとは HEPA フィルタ、1次フィルタ及び2次フィルタをいう)

- ・ その他必要がある場合

(作業中に集じん・排気装置にぶつかるなど集じん・排気装置に衝撃を与えた場合等)

作業場及び前室が負圧に保たれていることの確認については、特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に加え、除去の中断時に行う。

特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行った上で、大気中への特定粉じんの排出等のおそれがないことを確認する。

(用語)

- 「他の場所から隔離」

除去に伴い高濃度で飛散する石綿を作業場から外部へ飛散させないための基本的な措置であり、プラスチックシートを用いて隔離する方法が一般的である。

- 「前室を設置する」

隔離した作業場への作業員の出入り等の際に、石綿が作業場外へ飛散することを防止するため、出入口に前室を設置し、外部から直接作業場へつながることがないようにする必要がある。

- 「負圧に保ち」

負圧とは、作業場及び前室の気圧が外部の気圧よりも低い状態をいう。作業場及び前室を常時負圧に保つためには、目安として1時間当たり換気回数を4回以上(作業場の1回換気時間を15分以下)とすることが必要である。

- 「HEPA フィルタ」

日本産業規格 (JIS) Z 8122 に定められているエアフィルタで、定格流量で粒径が $0.3\mu\text{m}$ の粒子に対して 99.97%以上の粒子捕集率を有し、かつ、初期圧力損失が 245Pa { 25mmHg } 以下の性能

を有するもの。

○「薬液等」

薬液には、表面に被膜を形成するもの、吹付け石綿内部に浸透し湿潤化を図るもの、内部に浸透し固化するもの等様々なタイプのもものが市販されており、目的に応じて使い分けることが必要である（その例については第3章を参照）。なお「薬液等」の「等」には水も該当する。

○「集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認」

排気口のダクト内部の粉じん濃度を測定し、粉じんが検出されないこと、又は特定建築材料の除去の開始前に集じん・排気装置を稼働させ、排気口のダクト内部の粉じん濃度が一定濃度まで下がって安定したことを確認の上、当該除去の開始後に排気口のダクト内部の粉じん濃度が当該除去の開始前と比較して上昇していないことを確認することをいい、当該除去中に定期的に確認することが望ましい。

○「粉じんを迅速に測定できる機器」

粉じん相対濃度計（デジタル粉じん計）、パーティクルカウンター、繊維状粒子自動測定器（リアルタイムファイバーモニター）等をいう。

○「中断時」

休憩や作業の中断により作業場から作業員が退室した時、当該除去を行う日における除去の終了時等をいう。

○「作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認」

集じん・排気装置を稼働させた状態で、微差圧計による測定、目視により空気の流れを確認すること等の方法が含まれる。

○「大気中への特定粉じんの排出等のおそれがないことを確認」

清掃、作業場内の空気中に浮遊している石綿の集じん等を行った上で、位相差顕微鏡法や繊維状粒子自動測定器による総繊維数濃度の測定による確認等をいう。

○「作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理」

作業場内の特定粉じんには、作業によって床や壁面に散乱した石綿のほかに、特定建築材料の除去等により使用された脚立や足場などの仮設機材や各種機器類などに付着した石綿、作業場内に浮遊している石綿も該当する。このため、仮設機材や機器類などを作業に先立ち、あらかじめ養生して特定粉じんによる汚染を防止したり、上述のHEPAフィルタを装着した真空掃除機で床等にある石綿を集じんすることが必要となる。また、これらの作業終了後、集じん・排気装置を稼働させたまま、作業場内の石綿濃度が外気と同等まで低下したことを確認できるまで、作業場

内空気を数回程度換気できる時間、静置する必要がある。

なお、除去により発生した石綿くず、隔離に用いたシート等は廃棄物の処理および清掃に関する法律に定める特別管理産業廃棄物に該当することから、同法に則り適正な処理を行う必要がある。

○「これと同等以上の効果を有する措置」

具体的には、金属パネルやコンクリート面への直接吹付け、鉄骨に金網等を溶接した上から吹付け等、下地材との関係で完全な除去が困難な場合に、除去しきれない吹付け石綿を薬液で固化して解体を行う、または当該部分を取り出し、工場等他の場所で除去することが考えられる。

また、技術の進展等により新たな石綿飛散抑制方法が開発された場合にも、本規定に基づき柔軟な対応を図ることが可能となる。

② 石綿含有断熱材等を除去する作業であつて、特定建築材料をかき落とし、切断又は破砕以外の方法で除去するもの

(解説)

保温材等の特定建築材料を原型のまま取り外す場合等には、石綿飛散の程度が比較的低いことから、周辺を養生し、薬液等による湿潤化を行う。特定建築材料の除去後は、養生を解く前に、石綿の飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに、作業場内の清掃及び特定粉じんの処理を行う。

③ 石綿を含有する仕上塗材を除去する作業

(解説)

除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化した上で、当該特定建築材料を除去することとされている。ただし、電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去するときは、除去する特定建築材料の薬液等による湿潤化に加え、特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生する。

なお、これらの方法に代えて、同等以上の効果を有する別の措置を講じてもよいこととされており、作業場を隔離し、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する場合の作業方法を採用することも可能である。

また、「除じん性能を有する電動工具を使用すること」を「除去する建材を薬液等により湿潤化すること」と同等以上の効果を有する措置として取り扱って差し支えない。

(用語)

○「薬液等により湿潤化」

特定建築材料を湿潤な状態にできれば、水や剥離剤による湿潤化も含む。

○「養生」

屋内の作業において作業場の壁面や床等をプラスチックシート等で覆うことや、屋外の作業において作業場の周囲をパネル、プラスチックシート等で囲うことをいい、作業場の負圧管理は要

しない。

○「電気グラインダーその他の電動工具」

ディスクグラインダー又はディスクサンダーをいうが、高圧水洗工法、超音波ケレン工法等を用いる場合についても各作業現場の状況に応じて湿潤化に加えて養生を行うことが望ましい。また、当該特定建築材料の除去後、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行う（養生を行ったときは、養生を解くに当たって行う）。

④ 石綿含有成形板等を除去する作業

（解説）

切断、破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すことで当該建築材料を除去することとされている。ただし、そのまま建築物等から取り外すことが技術上著しく困難なとき又は建築物等を改造し、若しくは補修する作業の性質上適しないときは、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化する。

この場合において、除去する特定建築材料が石綿含有けい酸カルシウム板第1種であるときは、当該特定建築材料の薬液等による湿潤化に加え、当該特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生する。

また、当該特定建築材料の除去後、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行う（養生を行ったときは、養生を解くに当たって行う）。

なお、これらの方法に代えて、同等以上の効果を有する別の措置を講じてよいこととされており、作業場を隔離し、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する場合の作業方法を採用することも可能である。

また、「除じん性能を有する電動工具を使用すること」を「除去する建材を薬液等により湿潤化すること」と同等以上の効果を有する措置として取り扱って差し支えない。

（用語）

○「切断、破砕等することなくそのまま建築物等から取り外す」

固定具等を取り外すこと、母材等と一体として取り外すこと等により、特定建築材料を切断、破砕等せずに建築物等から除去することをいう。

○「そのまま建築物等から取り外すことが技術上著しく困難なとき」

特定建築材料や固定具が劣化している場合、特定建築材料の大きさ、重量、施工箇所等によって取り外しが物理的に困難な場合など、除去する特定建築材料や作業場の状況等によって切断、破砕等せざるを得ない場合をいう。

○「建築物等を改造し、又は補修する作業の性質上適しないとき」

床や壁として使用されている特定建築材料の一部を除去する場合も「除去」に含まれることから、このように特定建築材料の一部を加工する建築物等の改造又は補修の作業を行う場合等をいう。

⑤ 人が立ち入ることが危険な状態の建築物を解体する作業その他の建築物の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業

(解説)

当該建築物が、一部崩壊したり、傾いている等の状態にあり、除去すべき特定建築材料に作業者が近づけないなど、①、②による基準に従った吹付け石綿の除去ができない場合に散水等の可能な対応を図ることを求めるものである。

(用語)

○「あらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業」

上述した立入困難な事例の他、外壁やカーテンウォールの裏面、柱梁の外周部等、建築物の内側からの除去が困難な場合が考えられる。

この規定に該当するか否かの判断は、一次的には届出者が行うが、最終的に行政がそれを確認することとなる。

○「これと同等以上の効果を有する措置」

具体的な事例としては次のような方法が挙げられる。

(立入困難な場合)

- ・薬液を散布しつつ解体を行う。
- ・建築物の周辺を養生シートで覆う。

(建築物内部からのあらかじめの除去が困難な場合)

- ・解体作業と並行し、部分的な隔離等の対策を施しながら特定建築材料を除去する。

⑥ 建築物等を改造し、又は補修する作業のうち吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業

(解説)

特定建築材料を除去する場合は、①又は②による基準を遵守する必要がある。

除去の他に、囲い込み工法及び封じ込め工法があり、一般に、除去する場合と比べ石綿の飛散の程度は大きくないと考えられるが、アンカーボルトを打ち込む場合や特定建築材料の劣化・損傷の状態によっては、除去と同程度に特定粉じんの飛散するおそれがある。

囲い込み、又は封じ込めを行うに当たっては、当該部分の特定建築材料の状態（劣化状態、下地との接着状態）を確認し、状態不良と認められる場合には、除去を行う必要がある。

なお、吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿含有断熱材等の囲い込み等（これらの建築材料の切断、破砕等を伴うものに限る。）を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、作業時に石綿が飛散するおそれが大きいため、①の方法で行うこととされている。

(用語)

○「囲い込み」

大気への特定粉じんの排出及び飛散が生じないようにしながら特定建築材料が露出しないよう板状の材料で完全に覆う等して、特定粉じんの飛散防止及び特定建築材料の損傷防止を図ること。

○「封じ込め」

大気への特定粉じんの排出及び飛散が生じないようにしながら特定建築材料の表面又は内部に固化剤を浸透させる等して、特定粉じんの飛散防止及び特定建築材料の損傷防止を図ること。

○「切断、破砕等」

切断又は破砕のほか、作業時の振動によって石綿の飛散のおそれがある場合の振動も含む。